

第1回 金属盗対策に関する検討会 資料

目次

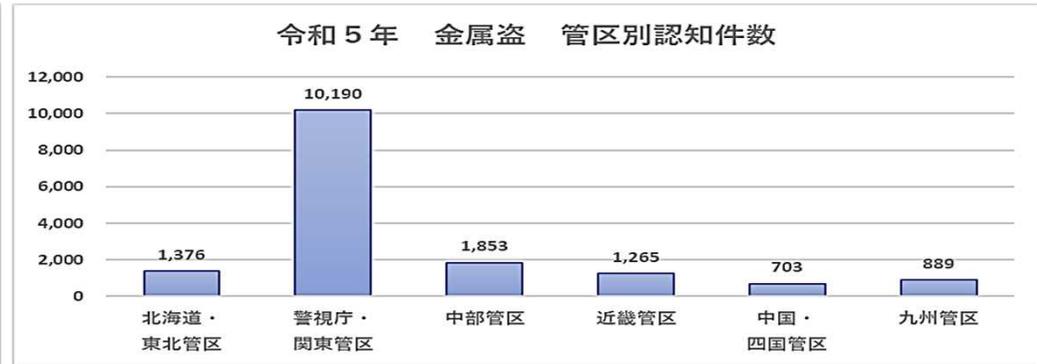
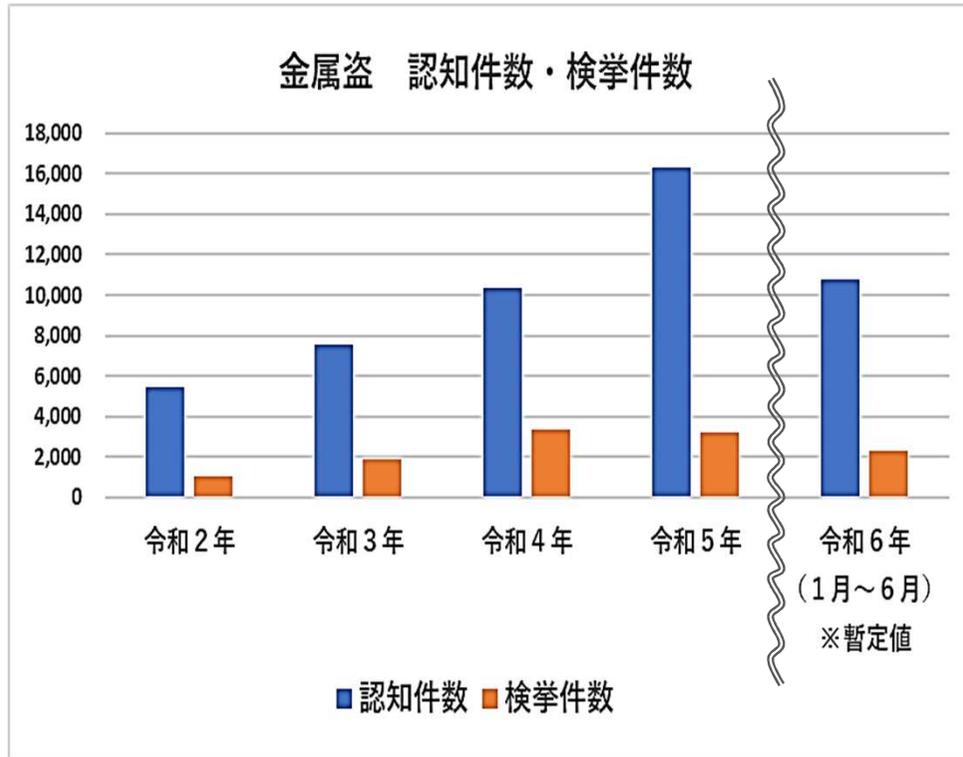
1. 金属盗の概況

2. 金属盗増加の背景

3. 犯行用具について

1. 金属盗の概況

金属盗の認知・検挙状況



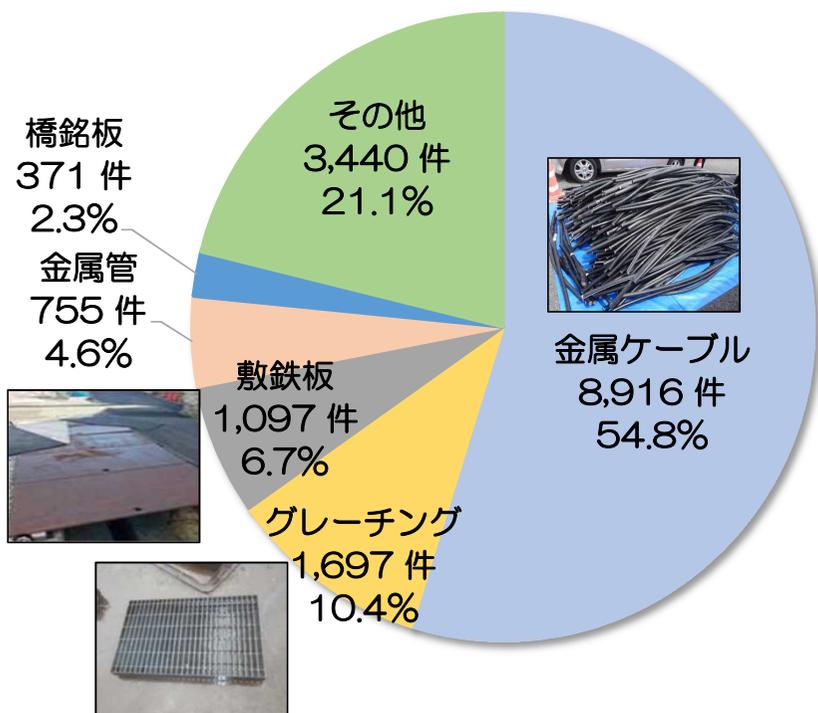
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1月～6月) ※暫定値
認知件数	5,478	7,534	10,368	16,276	10,758
検挙件数	1,032	1,904	3,338	3,226	2,274
検挙率	18.8%	25.3%	32.2%	19.8%	21.1%

- 金属盗は、統計をとり始めた**令和2年以降増加傾向**。
- 令和5年の管区別認知件数では、警視庁・関東管区が全体の62.6%。上位5県である茨城県（2,889件）、千葉県（1,684件）、栃木県（1,464件）、群馬県（1,437件）、埼玉県（1,172件）で**全体の約半数**。
- 検挙率は、令和2年から令和4年までは、年々上昇していたが、令和5年は約20%に低下。

金属盗の被害状況 (品目別・材質別)

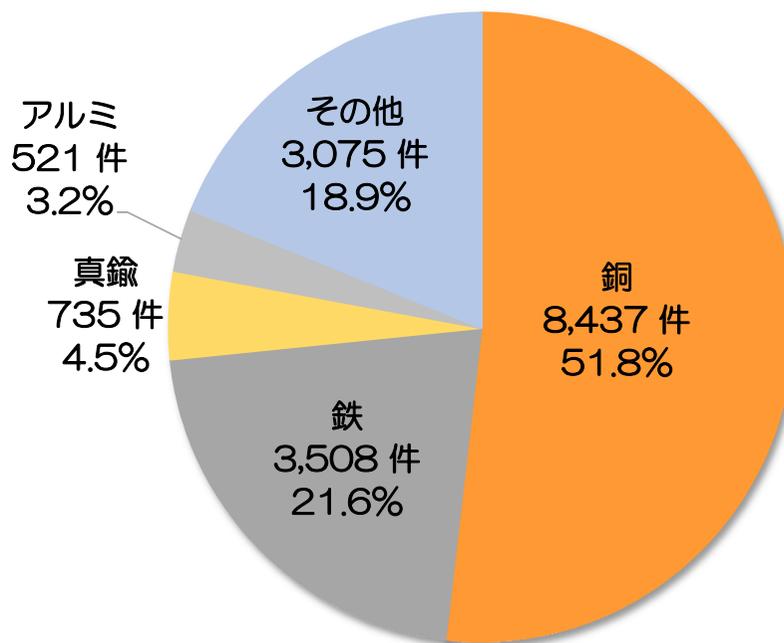
令和5年金属盗 品目別被害状況 (認知件数)

※実務統計



令和5年金属盗 材質別被害状況 (認知件数)

※実務統計



- 令和5年の金属盗の被害品のうち、**半数以上は金属ケーブル**。
- 銅の価格高騰を背景に、銅が狙われることが多く、**材質別では、銅が半数以上**。
- 令和5年に発生した金属盗の**被害総額は約132億8,700万円**。品目別では、**金属ケーブルが約109億8,100万円**で全体の約8割。材質別では、**銅の被害が約97億7,900万円**で全体の約7割。

太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について

全国の被害状況

※実務統計

○令和5年
 認知件数 5,361件
 検挙件数 316件
 検挙率 5.9%
 検挙人員 61人

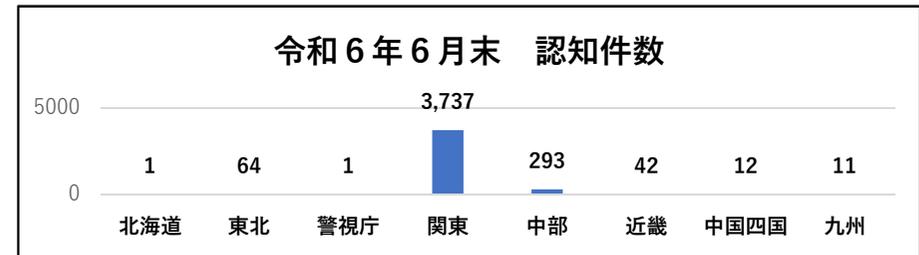
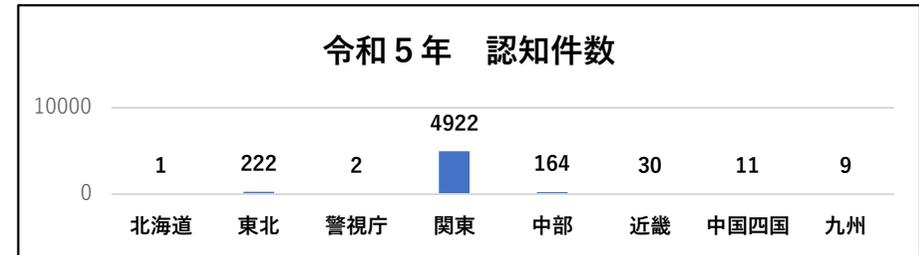
検挙人員（国籍別）
 〔カンボジア人 36人〕
 〔日本人 24人〕
 〔ベトナム人 1人〕

○令和6年6月末
 認知件数 4,161件
 検挙件数 255件
 検挙率 6.1%
 検挙人員 60人

検挙人員（国籍別）
 〔カンボジア人 28人〕
 〔日本人 21人〕
 〔ベトナム人 4人〕
 〔タイ人 5人〕
 〔ラオス人 2人〕

管区別の被害状況

※実務統計



- 金属類被害に係る窃盗事件のうち太陽光発電施設に対する金属ケーブル窃盗（以下「金属ケーブル窃盗」）の割合は、令和5年が32.9%、令和6年6月末が38.7%。
- 金属ケーブル窃盗の発生は関東（東京を除く）に集中しており、全体に占める関東の割合は、令和5年が91.8%、令和6年6月末が89.8%。一方、中部地方における被害も増加。
- 検挙人員に占める外国人の割合は、令和5年が60.7%、令和6年6月末が65.0%。
カンボジア人が最も多く、全体に占めるカンボジア人の割合は、令和5年が59.0%、令和6年6月末が46.7%。

事例（太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗）

窃盗実行犯

令和4年9月から令和5年7月までの間、茨城県など5県下の太陽光発電施設における銅線ケーブル窃盗事件でカンボジア人7名を逮捕（うち6名が不法残留状態）。【群馬県警察】

⇒ 窃盗事件76件（被害総額約2億5,400万円相当）を送致。

被害に遭った太陽光発電施設



押収した犯行車両・犯行用具及び盗品の銅線ケーブル



売却

買取り業者

盗品は、群馬県の金属くず買取り業者によって買い取られていた。
更に、別のカンボジア人グループが茨城県の太陽光発電施設から窃取した銅線ケーブルも、同一の金属くず買取り業者によって買い取られていた。

事例(太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗)

- 令和4年1月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約2,400メートル(被害総額約1,200万円相当)が切断され窃取されたもの。【福島県】
- 令和4年12月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約1,500メートル(被害総額約1,900万円相当)が切断され窃取されたもの。【山梨県】
- 令和5年6月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約5,000メートル(被害総額約1,000万円相当)が切断され窃取されたもの。【千葉県】
- 令和6年3月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約1,600メートル(被害総額約750万円相当)が切断され窃取されたもの。【三重県】
- 令和6年4月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約4,500メートル(被害総額約1,900万円相当)が切断され窃取されたもの。【山形県】
- 令和6年8月、太陽光発電施設から、送電用の金属ケーブル
約1,200メートル(被害総額約510万円相当)が切断され窃取されたもの。【滋賀県】

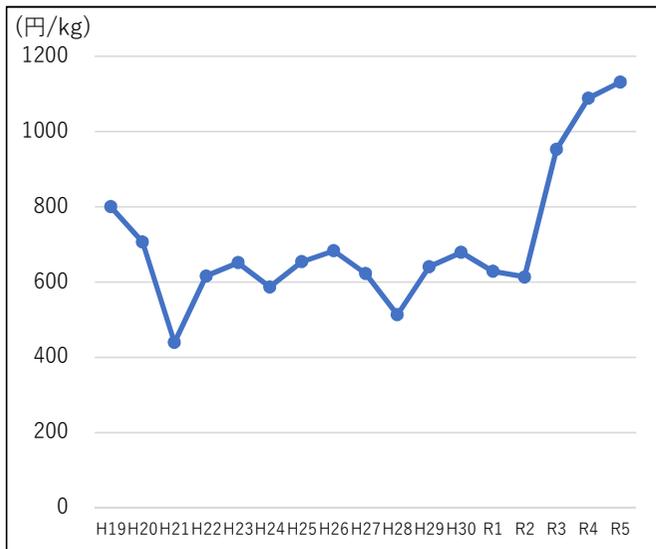
事例(その他の金属盗)

- 令和6年2月、線路から、レールボンド(線路に電流を流すための銅線ケーブル)
442本(被害総額約330万円相当)が盗まれたもの。【山口県】
- 令和6年5月、人工サーフィン場から銅線ケーブル
約2,000メートル(被害総額約2,400万円相当)が盗まれたもの。【神奈川県】
- 令和6年7月、養鶏場から銅線ケーブル約170メートル(被害総額約500万円相当)が
切断され盗まれたもの。養鶏場内の空調設備が停止して一部の鶏が死亡。【群馬県】
- 令和6年4月、神社の参道等からグレーチング(側溝の溝蓋)
20枚以上(被害総額40万円以上)が盗まれたもの。【香川県】
- 令和6年4月、工事現場から敷鉄板15枚(被害総額約300万円相当)が盗まれたもの。【千葉県】
- 令和6年6月から7月までの間、7か所の公園のトイレから金属製の蛇口や配管等
8点(被害総額約32万円相当)が盗まれたもの。【埼玉県】
- 令和5年11月から令和6年4月までの間、橋から橋銘板
4枚(被害総額約12万円相当)が盗まれたもの。【広島県】

2. 金属盗増加の背景

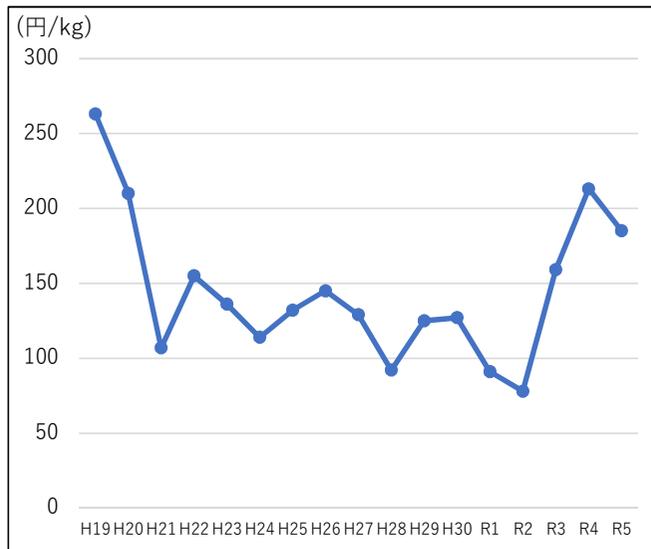
金属スクラップ価格の変遷について

銅価格の推移 (年平均)



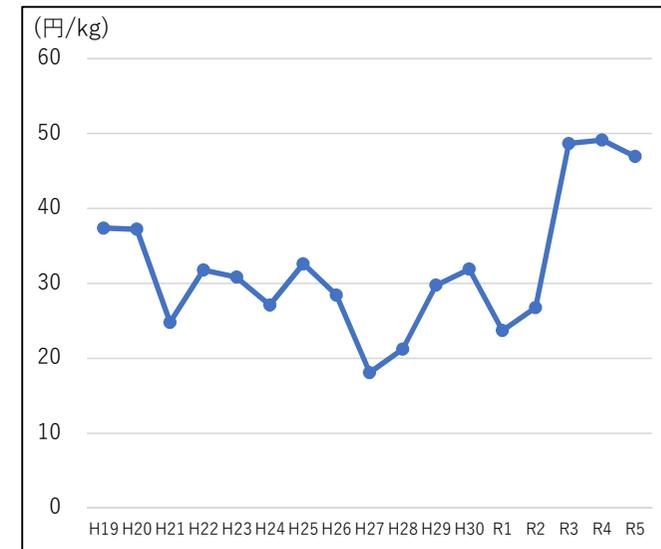
1) 1号ピカ線 (スクラップの種別の1つ) の価格
 【出典】株式会社日刊市況通信社HP (銅指標相場推移)
 株式会社日刊市況通信社『金属リサイクル・ハンドブック2023』

アルミニウム価格の推移 (年平均)



1) 2S新切れ (スクラップの種別の1つ) の価格
 【出典】株式会社日刊市況通信社HP (アルミ指標相場・スクラップ価格推移)
 株式会社日刊市況通信社『金属リサイクル・ハンドブック2023』

鉄価格の推移 (年度平均)



1) スクラップ炉前 (H2 (スクラップの種別の1つ)) 価格
 2) 鉄源協会モニター価格 (三地区 (関東・中部・関西) のH2メーカー中値平均) による。
 3) 2012年4月第1週分より関西地区モニター事業所の異動・充実があり、同地区及び3地区平均価格は3月までとは連続しない。
 【出典】一般社団法人鉄源協会『鉄源年報 第35号(2024)』

1 k g 辺りの価格 (令和 5 年 / 年度 平均)

約1131円

>

約185円

>

約47円

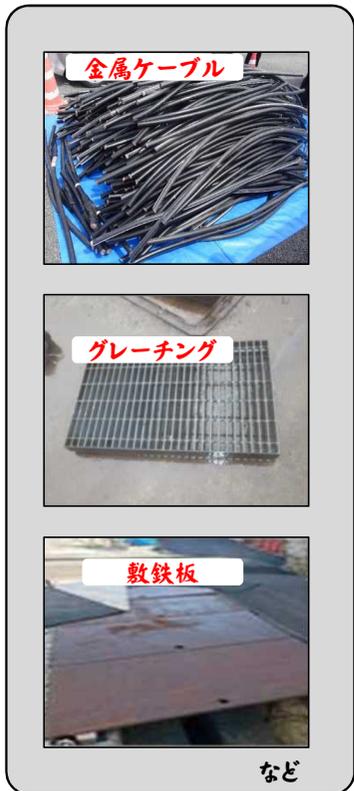
令和2年以降、銅・アルミニウム・鉄のスクラップ価格はいずれも上昇傾向。
 銅スクラップは、他の金属スクラップに比べて高額で取引されている。

金属の流通経路（概要）について



※ 金属の流通方法を簡略化して記載した図であり、実際の流過程においては、図に記載した矢印以外の経路をたどる場合もある。
 ※ 写真はイメージ。

金属くずに係る法規制について



客観的に
本来の用法に従って
使用できるか

できない

できる

古物営業法 【許可制】

古物（第2条第1項）とは
一度使用された物品…若しくは使用されない物
品で使用のために取引されたもの又はこれらの
物品に幾分の手入れをしたもの

▶ 相手方の確認等各種義務の対象となる。
※ 一部例外あり

✗ 「廃製品」であり、
古物に該当しないため、
相手方の確認義務等の対象外

△ 古物に該当し得るものの、
総額1万円未満の取引は、
相手方の確認義務等の対象外

金属くず条例 【許可制又は届出制】

金属くずとは（具体的な定義は条例による。）
古物に該当せず、かつ、その本来の製造目的に
従い、売買させ、交換され、加工され、又は使
用されない金属

▶ 相手方の確認等各種義務の対象となる。
ただし、全国の3分の2の都府県は未制定。

○ 金属くずに該当

✗ 金属くずに該当しない
（条例上の金属くずは、古物に
該当するものが除かれている。）

課題

買取りに相手方の確認等が
必要とされない場合がある。
▶ 窃盗犯からすると、
盗品の処分（売却）が容易。

条例制定道府県（全国の3分の1）内の金属くず買取業者のみに規制が及ぶ。

- ▶ 全国的な実態把握が困難。
- ▶ 条例のない県での盗品の処分（売却）が容易。
- ▶ 条例制定道府県であっても、その制定が古いこと等から、罰則が比較的軽く、悪質な金属くず買取業者に対する規制の効果が限定的。

古物営業法の概要等について

古物営業法の目的（第1条）

古物営業法は、「盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて**窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること**」を目的としている。

古物の定義（第2条第1項）

古物とは、「一度使用された物品若しくは使用されない物品で**使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの**」をいう。

【使用とは】その物の本来の用法に従って「使う」こと。

【幾分の手入れとは】物品の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で修理等を行うこと。

許可の手続（第5条）

古物商又は古物市場主の許可を受けようとする者は、その主たる**営業所又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可申請書を提出**しなければならない。

古物商の遵守事項等

【相手方の確認義務（第15条第1項）】

古物商は、古物を買受けようとするときや交換しようとするとき、売却又は交換の委託を受けようとするときは、**相手方の真偽を確認するための措置をとらなければならない**。（※ 対価総額が1万円未満の取引では不要（一部の区分の古物を除く。））

【不正品の疑いがある場合の申告義務（第15条第3項）】

古物商は、古物を買受けようとする場合や交換しようとする場合、売却又は交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について**不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない**。

【古物商の取引の記録義務（第16条）】

古物商は、古物の売買等により、**古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、所定の事項を記録しておかなければならない**。（一部の取引は除く。）

上記のほか、許可証等の携帯義務（第11条）、標識の掲示義務（第12条第1項）、管理者の選任義務（第13条）、営業の制限（第14条）、帳簿等の保存義務（第18条）等の遵守事項等がある。

古物商等に対する監督

【立入り及び調査（第22条）】

警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、**古物商の営業所や古物市場等に立ち入り、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができる**。また、警察本部長等は、**古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる**。

「金属くず条例」について

-  : 条例あり
-  : 条例あり(未施行)
-  : 条例なし



条例の制定状況

- 全国の17道府県において、いわゆる金属くず条例が制定されている。

【条例を制定している道府県】

北海道、茨城県、千葉県(※)、長野県、静岡県、福井県、岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県

※ 千葉県については、令和7年1月1日施行予定。

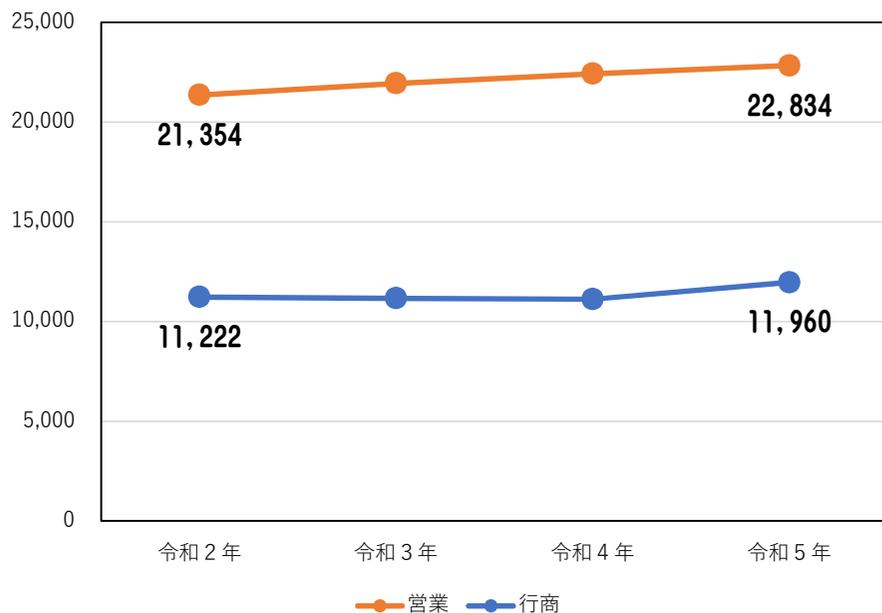
事業者課せられている主な義務

- 相手方の確認義務
- 不正品の疑いがあると認めるときの警察への申告
- 帳簿等への記載等

※ そのほか、道府県によっては、管理者の選任、取引場所の制限、未成年者との取引の規制に関する規定を設けている場合がある。

「金属くず条例」制定道府県内の許可等業者数について

金属くず条例に基づく許可等業者数の推移



○ **金属くず条例に基づく許可等件数は、
営業が22,834件、行商が11,960件
(いずれも令和5年末現在)**

※ 規制の対象となる事業者は、各道府県の条例により定義は異なるものの、営業と行商の2種類がある。

- ・営業所を設けて金属くずの売買を行う業態（営業）
- ・営業所以外で金属くずの売買を行う業態（行商）

※ 同一の事業者が、営業と行商の両方の許可等を取得している場合がある。

都道府県別の許可等件数（令和5年末現在）

	北海道	茨城県	長野県	静岡県	福井県	岐阜県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	合計
営業	3,933	2,232	604	2,365	164	815	688	3,690	2,072	666	322	757	1,723	1,557	803	443	22,834
行商	0	550	135	2,592	163	294	912	1,336	1,201	1,728	390	93	1,332	1,158	0	76	11,960
営業・行商	3,933	2,782	739	4,957	327	1,109	1,600	5,026	3,273	2,394	712	850	3,055	2,715	803	519	34,794

現状の課題



- 金属盗の被害品の買取りについては、必ずしも現行法令の規制の対象となっていない。
(理由)
 - ・ 例えば切断された金属ケーブルのように、客観的に本来の用法に従って使用できない場合は古物営業法上の古物に該当しない。
 - ・ 古物営業法上の古物に該当するものであっても、1万円未満の取引は、相手方の確認義務等の対象外とされている。
- このことから、相手方の確認、不正品の疑いがある場合の申告、取引の記録が行われない場合が多い。また、届出等を通じた金属くず買取り業者の実態把握もできない。
- 盗品の処分（売却）が容易であり、盗品の流通抑止が困難。

3. 犯行用具について

窃取される前の対策の必要性

太陽光発電施設において金属ケーブルが窃取された場合、一定期間、発電が停止するなど、金属盗は、一度発生すれば、

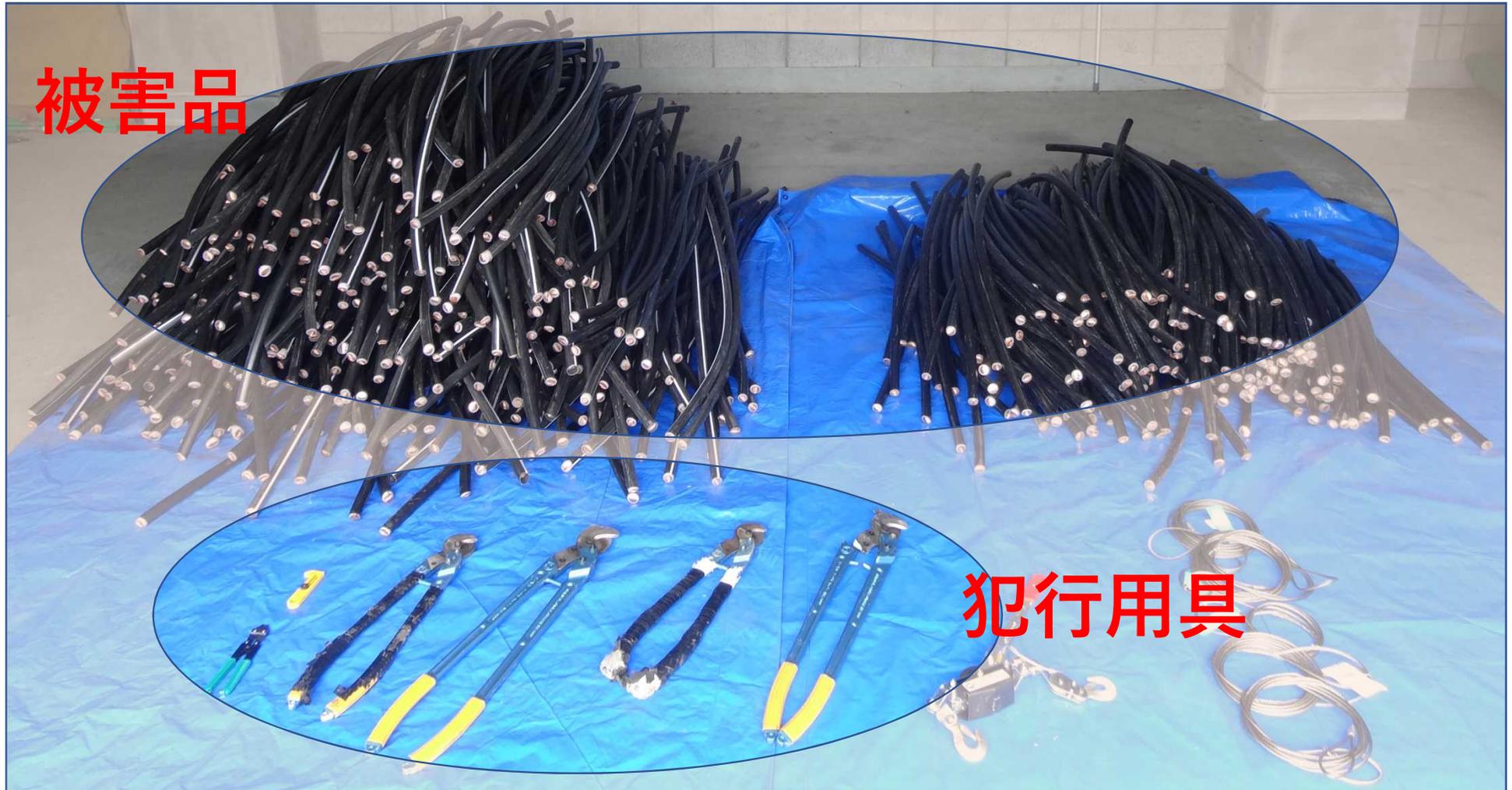
社会や事業に与える影響が甚大な場合がある。

➡ 被害を防止するための対策

- ✓ 警察では、業界団体、関連省庁と連携して、太陽光発電事業者の防犯対策の高度化のため、以下の取組を実施
 - ・ 業界団体、関係省庁との検討会（令和5年9月、令和6年4月）
 - ・ 事業者に対する防犯情報の提供（令和5年11月）
 - ・ 推奨される防犯対策の集約（令和6年2月）

➡ 犯行前の窃盗グループへのアプローチ

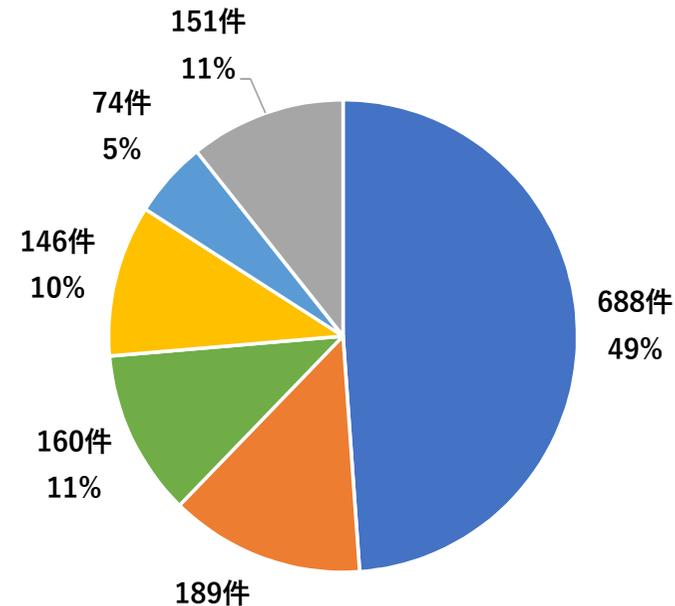
犯行用具へのアプローチ



金属盗において用いられる犯行用具について

金属盗における犯行用具 ※実務統計

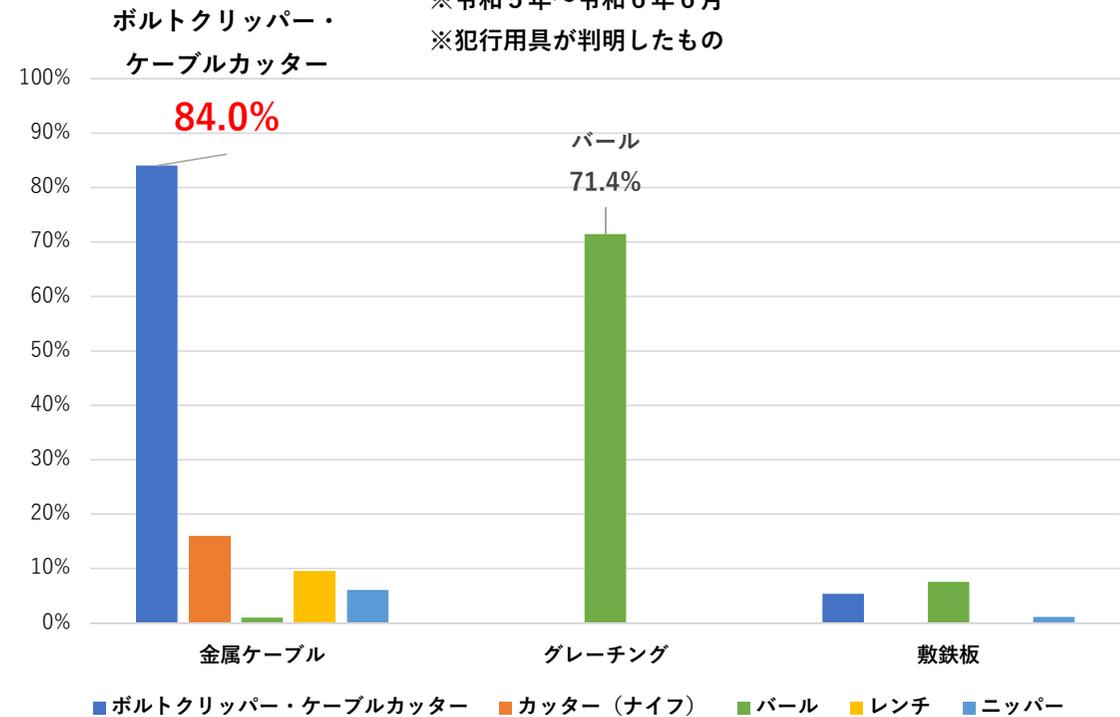
※令和5年～令和6年6月
※犯行用具が判明したもの



- ボルトクリッパー・ケーブルカッター
- カッター (ナイフ)
- バール
- レンチ
- ニッパー
- その他

被害品目別の犯行用具割合 ※実務統計

※令和5年～令和6年6月
※犯行用具が判明したもの



- **ボルトクリッパー**

⇒鉄線等の切断に用いられる工具だが、ケーブルの切断も可能

- **ケーブルカッター**

⇒ケーブルの切断に特化した工具



犯行用具の所持等に対する法規制について

軽犯罪法（侵入具携帯の罪（第1条第3号））

- 「邸宅又は建物に侵入されるのに使用されるような器具」（合鍵、のみ、ガラス切り等）の隠匿携帯を禁止（正当な理由がある場合を除く）
- 罰則：拘留又は科料

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

- 以下を禁止（いずれも正当な理由がある場合を除く）
 - ・ 特殊開錠用具（ピッキング用具等）の所持
 - ・ 指定侵入工具（一定以上の大きさのドライバー、バール等）の隠匿携帯
- 罰則：懲役又は罰金



ピッキング用具



ドライバー



バール

金属ケーブル窃盗において多用されている工具



ボルトクリッパー

ケーブルカッター

- 侵入盗被害が深刻化していた平成15年、侵入盗において多用されていた特殊開錠用具等について、軽犯罪法の罰則が軽い（拘留又は科料）ため、**抑止効果が限定的であり、効果的な取締りも困難**であるといった問題意識から、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律を制定。
- 金属ケーブル窃盗において多用されている工具について、現状では、軽犯罪法以外の規制はかかっていない。

現状の課題



- 金属ケーブル窃盗の犯行に用いられる工具の所持等に対しては、軽犯罪法以外の規制はかかっていない。
- 軽犯罪法の罰則は軽く、抑止効果が限定的であり、効果的な取締りも困難。